

業 務 速 報

NO. 718

2010. 6. 4

J R 東海 労働組合

発行 鈴木 富雄

編集 柳 案 関

付議事項に当たらないとし却下！

ICカード不正使用に関する申し入れで幹事間折衝！

5月27日、「申」第34号、ICカード（ICOCA）の不正使用について申し入れについて幹事間折衝を行いました。会社はこの申し入れに対して、協約の付議事項に該当しないとして却下しました。主な議論は以下の通りです。

会社：業務上の必要性に基づき調査をしている。集团的労使関係の枠組みの中で、労働協約上、付議事項に該当しないので開催はしない。

組合：再発防止やコンプライアンスの観点から労使で議論する必要がある。

会社：付議事項に該当しない。どこが付議事項に当たるのか。

組合：会社が認めればいいことだ。労使で議論する内容のものだ。

会社：付議事項に該当しないので開催しない。現在も調査中だ。

組合：開催しないことについて対立を確認する。

再発防止も会社が考えることだ！

6月4日、ICカード（ICOCA）の不正使用に対する処分が拡大し、特に駅において混乱が生じていることから再度、申し入れの開催を求めました。しかし会社は、付議事項に該当しないので開催はしないとの回答に終始しました。主な議論は以下の通りです。

組合：静岡において駅業務が大変なことになっている。就業制限等で混乱していると聞いているがどうか。

会社：就業制限も会社が必要と考えているから行っている。要員配置も会社が責任を持って行う。

組合：「申」第34号について、現時点でも行うつもりはないのか。

会社：処分の話を集团的労使関係の枠組みの中で行う協約ではない。

組合：処分の話以外に再発防止やコンプライアンスについて議論はできる。

会社：再発防止も会社が考えることだ。

組合：労使で議論するつもりはないのか。

会社：ない。

以 上